

第4回「ミネラルウォーターに関する税」検討会 議事録

日 時 平成18年2月10日(金) 15:00～17:00

場 所 都道府県会館401会議室

出席者 委員 11名

「ミネラルウォーターに関する税」検討会委員名簿参照

県 総務部次長、総務部税務課長、政策秘書室政策主幹

森林環境部森林整備課課長補佐

【議事録】

(岩崎会長)

それでは早速本日の検討会を始めさせていただきます。今御紹介いただきましたように議事は次第の要領で進めさせていただきますが、その前に前回の検討会におきまして事務局に対して、資料の作成と提出をお願いした点が幾つかございます。

そこで議事に入ります前に、まず前回の宿題の方を先に御報告いただきたいと思います。

(山梨県税務課長)

前回、宿題になっておりましたのは2点ございまして、資料の1と2でございまして、まず一つはこの前説明しましたように県が測定をしている11箇所14井戸のほかに市町村で独自に地下水のデータを持っている所はないのかと、あるとすれば水位の変化があったのかどうか調べてみてほしいという宿題が1点ありまして、それにつきましては資料1のとおりでありまして、4市町村から観測をしているとの回答をいただいております。その市町村の状況につきましては、裏面に大体の位置、市町村の位置が示してございます。

観測の目的ですけれども、地下水資源の保全が3、それから地盤沈下の防止で観測をしているものが1、その他が2という事で観測の目的はそれぞれでありました。

それから観測の形態といたしましては、市町村自らが行っているというのが2、市で井戸は持っているけれども民間に委託しているというところが1、民間が行った観測データの提供を受けているところが1でした。観測の開始の時期につきましてはそこにありますようにまちまちですけれども、比較的新しいといえますか最近になってから始められた所ばかりでございまして、富士吉田市におかれましては本年度から観測を始めたという事でありまして、

観測井戸の数につきましては、そこにありますように2～30まで色々でございます。また、顕著な水位の低下があったか、無かったかという点につきましては今年度から始めた富士吉田市はデータの整理中という事ですが、他の3市町村につきましては顕著な水位の低下が無いという報告でございまして、

一つ目については以上でございます。

それから資料2をお願いをしたいと思いますが、前回、山梨県の家庭用の上水道料金についてお示しをしたところでありまして、大口の使用料金を見るには工業用水とか農業用水とかが参考になるのではないかと調べて欲しいという事でした。本県にはどちらもそれらを経営している団体が無かったもので、参考までにという事で他県の状況を調べてみたものであります。

まずは工業用水道を経営している自治体というのは大都市部が多いわけでありまして、とりあえず本県に近い関東近県の自治体の量を掲げてあります。

通常、工業用水道というのは塩素処理とか濾過がしてありませんので、料金が若干水道料金より安い訳です。半分から四分の一程度ではないかと考えております。それから農業用水道ですけれども、これはなかなかやっている所が少ないというかホームページで検索をしまして、該当する自治体を探し出して、料金について調査したものでありまして、北海道の自治体が多い訳ですけれども特に他意があってそれを出したわけではございません。これらの自治体は上水道であるとか簡易水道とかそういった同じ水源を使ってですね、家庭用とは別に農業用の料金体系を若干安くして設けているという事のようにございまして、大体1ℓに換算しまして0.1円程度の所が多いわけですけれども、やはり水道料金の二分の一から三分の二程度で料金設定がされているようでございます。

(岩崎会長)

今、お示しいただいた資料につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

(田口委員)

資料1ですけれども、富士吉田市の5番目の水位の低下の有無という事でございますけど、確認いたしましたところ中間報告という形で、データいただいております。9月末に中間報告を出しておりますが、一応変化無しという事でございます。

(岩崎会長)

他に何か御質問ありますでしょうか。

(早川委員)

民間が行った観測データの提供を受けているという事は、これは民間の井戸という事でいいのですか。

(山梨県税務課長)

そのとおりです。

(岩崎会長)

他にはいかがでしょうか。

(白簾委員)

工業用水と農業用水の価格の話でございますけれど、釈迦に説法で恐縮ですけども、これは原価ではないという事を改めて申し上げておきたいと思えます。

御承知のように、工業水、農業水、水道水もそうですけども政策的費用が大量に投入されております。例えば工業水、農業水の元であります例えばダムだとか、ああ言う物の建設費用だとか、減価償却はどうするのだとか、メンテナンスをどうするのかという事につきましては、政策的な経費という事で、大量に税金が投入されております。

一つ私が調べたのですけれども、完全にこれを独立採算でやったらどうなるかという事でございますけれども、ドイツにその例がございますして完全に独立採算でやりますと一般の家庭用の水道料金は月に二万円から三万円になるというデータがございます。

蛇足でございますけども付け加えて申し上げます。

(岩崎会長)

他に何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは資料についての説明は以上のとおりとさせていただきます、皆さんお考えいただく時の何かのお役に立てればというように思います。

そこで時間が無くなるといけませんので、早速本日の議題に入らせていただきたいと思えます。

本日は森林の保全に係る他の都道府県の新税の状況というのがメインのテーマになります。その話に入る前に前回の検討会のポイントというのをまとめさせていただきますと思えますが、前回の検討会におきましては大橋委員の御推薦によりまして、森林水文学が御専門の東京農業大学教授太田猛彦先生をお招きいたしまして、森林の育成と地下水源の涵養との因果関係についてまず一般的なお話をさせていただきました。御説明いただいた内容とポイントとなる事は以下のような事ではないか、というふうに思っております。

まず、第1点目といたしまして、森林というものは水の観点では二つの作用をもっていて、一つは水資源の確保という水を溜めるという機能、もう一つは水質を浄化するという機能、この二つであると。最近ではそのうちの水質の浄化という機能のほうが重視されているというようなお話であったと思えます。

次に、水を溜めるという観点から森林の役割を見た段階では、一定の効果はある。

ただ森だけ、木だけでは、水を溜めるという効果は十全なものではなくて、森を支えている土壌というのが非常に大きな意味を持っている。

土壌も地表面の土と地下の地質、この両方が重要な意味をもっていて、特に水を溜めるという観点から言うと、地表面の土地は徐々に水を浸透させていけるような地質のものでなければいけない。

したがって、スーと水がすぐ浸透してザーと下へ流れて行ってしまおうようなもの

は水を溜めるという観点からは良い土地ではない。そういうことから、良い土地を育てるといふ点では、広葉樹の方が落葉によって土地を育てるといふ効果が高いといふような事であったと思ひます。

次にもう一つ、水を溜めるという観点から、地下の地質というのも非常に重要であつて、ちゃんと水を溜められるだけの地質というものがなければいけない。これは全部実際の土地の場合には地下も調べてみなければ分からない問題であつて、山だけ見ていてそれがすぐこれは水が溜まる山であるかどうかといふものは判断できるものではないといふような内容ではなかつたかと思ひます。

そこで森林というものを見ていただけで、直ちに水が溜まるかどうかといふのは、一般論としては即断できるような問題ではなくて、土地の状況や地下の状況といふものを踏まえて、よく見る必要があるといふような事ではなかつたかと思ひます。

続きまして、長田委員から山梨県の現状を踏まえてお話をいただきました。長田委員は実際に山梨県の山を育てておられるという観点から、具体的なお話をさせていただいた訳ですけれども、これも現在の森林の状況は、水を溜められる土地を育てるといふ観点からいい状況になっているわけではない、といふお話でございました。

これは従来の過去の森林行政というものが、国内材木の需要を満たすといふ観点から、スギ、ヒノキの植林に特化してきた事が影響している、スギ、ヒノキは根を広く張るといふ性質を持った木ではない、といふような御説明がありましたけれども、結果として土地を地面に押さえつける力といふのが弱いものであるし、また広葉樹ではないので落葉によって土地を育てる、肥やすといふ効果も低いといふような事から、水を溜めたり水質を浄化するといふ観点から森林行政といふのを考えた時には、やっぱりスギ、ヒノキ中心の状態から広葉樹を含めた混交林、広葉樹ではなくて雑木林でもいいとおっしゃっておられました、混交林の形態に森林行政を転換していく必要がある、といふようなお話をなさっていたといふように思っております。

以上のお話の状況につきましては、山梨県から議事録を公開しておりますので御確認いただければありがたいと思ひますが、結局、従来の森林行政を転換するについては、お金が必要になるといふ事は確かな事ではあります、その森林行政の転換をするのに必要な財源といふのは、特定の納税義務者が負担すべきものなのか、それとも広く一般に山梨県民全体の問題として負担すべきものなのかといふ事については色々な議論があるだろうと思ひまして、本日は他の都道府県の状況を見るという事にさせていただいたわけでありませう。

他の都道府県の状況といふのは皆さん御承知のように森林環境税、あるいはそれに似た様々な新税が導入されているわけでありませう。ただ、それぞれの税金を見ますと、森林を保全する、里山を守るといふような森林の保全等に力点を置いた税から、水源を確保する等に力点を置いた税まで結構目的が幅広く分かれておりますし、また個別の税金の資料を見ましても納税義務者は誰なのかとか税率はどうなっているのかとか、集めた税金をどのように使っていくのかとそれぞれ見ていきますと、

やはり結構違いがあるという事が分かる訳であります。この辺の状況につきまして、ミネラルウォーター税を導入する前に山梨県の方でお調べになって、この検討会で一回御報告をして頂いたことはあるのですが、その後、新税がさらに発表になりまして、状況が変わってきているという事もあります。そこで今日は、フォローアップの観点から他の都道府県で導入されている森林環境税のような種類の新税の状況を御説明いただこうと思ったわけでございます。

資料を作っていましたでしたが、この点につきまして山梨県の方から御報告いただきたいと思えます。

(山梨県税務課長)

それでは資料の3に私どもが今年の12月末現在ですでに議決がされた県の状況という事でまとめてみたものでして、最初の表が総括表でありまして、それ以降は個々の県の状況が少し詳しく記載をしてあるものですが、簡単に説明をさせていただきます。

最初の総括表で説明をさせていただきますが、まず17県を見ますと、名称は、神奈川県以外は森林環境税とか、何何税とかいう名称が付けてあります。ですけれども、これらは水源の確保等を目的としました県民税の超過課税でありまして、何とか税とか名前は付いてはいますが、目的税ではなく、普通税であります。それで県民税の超過課税という事ですが、税は御専門でない方もいらっしゃると思いますので、少し説明をさせていただきます。

県民税というのは、個人県民税と法人県民税というのがありまして、個人と法人それぞれが負担をしていただく税でありまして、個人の県民税は均等割というのと所得に応じた所得割、法人につきましても均等割と業績に応じた法人税割というのがかけられております。普通地方税につきましては、法律の中で標準的な標準税率と呼ばれているものが定められてはいて、個人の県民税でいきますと均等割の標準税率は1,000円という事になっておりますが、超過課税というのは地方税法に定めるような標準税率を超える税率で課税をする事を超過課税と呼んでおりまして、超過課税はそれぞれの地方自治体が議会の議決を経て条例に規定をして、そういう課税ができるという事にして、財政上その他の必要があると認める場合には標準税率を超える税率で課税をする事が認められております。

全国の超過課税方式による導入の状況という事ですが、高知県が平成15年の2月に最も早く導入をしまして、その後、今年の12月末現在で17県が導入を決定しております。すでに8県は施行済みという事でございます。

それから主な目的ですが、森林の公益的機能、特に水源かん養機能の保全と森林を守り育てる意識の向上等を目的としている県が多い訳ですが、その中で兵庫県の場合ですと、都市の緑化というのをその目的に掲げておりますし、神奈川県の場合ですと、良質な水の安定的確保というのを第一に掲げております。

次に課税の仕組みですが、県民税均等割の超過課税方式というのが16県

でありまして、神奈川県については均等割の他、所得割についても超過課税を実施しております。

それから納税義務者は、神奈川県を除いて法人個人の両方が対象になっておりますけれども、神奈川県は個人のみという事でありまして。

税率については、個人の均等割では、300円の超過課税が2県、400円が1県、500円が一番多くて10県、800円が2県、1,000円が2県、というような状況になっておりまして、法人につきましては500円というのが1県で、それ以外の県は率になっておりまして、3%が1県、5%が10県、10%が3県、11%が1県、また神奈川県は個人の所得割が0.032%という事で、超過課税がされております。

それから県民税は普通税でありますので、一般財源に組み込まれる訳で、県におきましては税収の用途を特定して目的税のように管理をするという事で基金を設けているところが多い訳でして、すでに基金を設置しているところが、そこに名称が書いてありますが、すでに9県で設置がされております。それとこれから設置をしようとしている県が6県、それから基金は設置しないで予算の中でやろうとしているところが2県という事でありまして。

また基金を設置している県の中には、税収の用途でありますとか基金の運営等につきまして、県民や学識経験者等からなる評価委員会なるものを設置して審査を行っているところがありまして、高知県、鳥取県、島根県、愛媛県、神奈川県、和歌山県はそういう形で評価委員会を設置しております。

それから税収の用途については、ハード、ソフトの両方を対象としているものが12県。それから主にハード事業が対象だというのが兵庫や神奈川、岩手、静岡。それから検討中のものが和歌山県というような状況になっております。

こうした他県の動きがある中で、本県の場合はミネラルウォーター税という事なのですけれども、それは他県が超過課税を検討する前からミネラルウォーター税について本県が検討をしてきたという事、あるいは本県の特性を踏まえると、県民税の超過課税よりもミネラルウォーター税が望ましいという事で報告書の中に記述がしてありまして、本県の特性という事でもう一度、資料4にありますけれども、そこに主なものを抜き出してあります。これは全部報告書の中に書いてある事で新しい事は一つも無いのですけれども、まず生活用水の約7割、工業用水の約8割を地下水に依存しているという事でありまして、またミネラルウォーターの生産量が全国一であり、全国シェアの41%を占めている。それから森林の県土面積の占める割合が78%で高い。なおかつ森林面積に対する県有林の比率が約半分というか5割を占めているという事で県有林の比率が高いという事ですので、県が多額の事業費を投じて森林を整備してきたという事でありまして。

それから森林面積に対する保安林の比率が57%と全国に比べて高い。こうした事は保安林ですから、開発が制限されているという事で水源地周辺の環境を守ってきたという事にもつながってきていると思っておりますし、また森林面積に対する水源が

ん養保安林の比率が高いという事で、本県の森林整備が森林の公益的機能の中では水源かん養機能の維持保存を重視して行われてきましたし、今後も行っていくという事であります。

それから山梨県を水源とする河川の下流域に大都市が位置するという事でありまして、そういった山梨県の特長からしてもミネラルウォーター税が望ましいという事で報告書はなっております。

(岩崎会長)

今の資料3の方ですけれども、この表から幾つかの特色というのが見受けられるわけです。

まず導入済みの8県というのは、いずれも人口が少ない県で法人も少ないという県でありまして、したがって森林環境税によって得られる税収もそれ程大きなものではなかった。ところが導入を決めているけれども、まだ施行が行われていない、今後導入される9県の方が、実は人口集中県であると同時に、法人は多いという県が含まれていて、税収としても非常に大きなものになるという特色を持っています。中でも兵庫と神奈川というところは税収としては大きくなる訳ですが、これらの兵庫、神奈川は確かに山もあるし、特に兵庫は六甲の水というところですから、水も豊かなところではありますけれども、どちらかというところと工業とか人口の密集地でありまして、他の山間部の県とは違った特色を持っているというふうに言う事ができると思われまます。そこで森林環境税の影響という点から見ますと、これから導入される県の方がこういった影響を持つかが注目されることであるという事が言えます。

税金の名前についてもちょっと表れているのですが、この名前の中で、もりづくりという名前がついた税金につきましては、確かに水源かん養というのを目的の一つで入っている事は入っているのですが、目的としてはむしろ森林を整備するあるいは国から森林整備の為の予算が削減されてしまったので、それを補てんして荒廃した森林を何とか維持、管理するのにお金を使うという事に力を入れている税であるという事が言えるのでありまして、そこで水、水資源を確保するという観点が主な目的とはちょっと言えないという特色を持っており、補充的な目的というふうに言えると思えます。

表を私なりに補足すると以上なのですが、業界の方も各都道府県の状況をお調べだと思しますので、何か補足する事がございましたらここでお願いします。

(白旗委員)

我々業界の方でも調べさせていただきまして、山梨県さんのこの資料に補足させていただく情報が若干ありますので申し上げたいと思えます。

まず導入決定済が17県ですが、現在導入を検討している都道府県が24県ございます。ですから合わせると41都道府県となり、47分の41というようになります。

と思います。

それからもう一つ基金の話ですが、資料では8県が空欄になっておりますが、私どもの調べでは基金を創設しないのは鹿児島県と山口県の2県のみでございます。

これは県のホームページを参照し、それから分からないところは直接県の担当部に電話をして回答を得ましたので、ほぼ正しいのではないかと考えております。それからもう一つ神奈川県の名義ですが、これは神奈川水源環境保全税というふうに名称が定まっているというように聞いております。それからもう一つ蛇足で恐縮ですが、神奈川県だけが法人の課税は無しというようになっていますが、これは神奈川県が法人県民税の超過課税を30年以上やっております、今回また5年確か延ばすという事になっていまして、これが有る為に今回また法人県民税の超過課税の上乗せはできないという事で、法人の均等割での超過課税はこの水源環境保全税ではなしという事になっております。

(岩崎会長)

何か補足がありましたら。

(山梨県税務課長)

基金につきましては少なくとも12月末現在ではこれだけしか創設されていないと確認しています。今後はあるのかもしれませんが。

それから神奈川県が超過課税を法人についてやっていると言いましたけども、静岡県以外は法人県民税の法人税割の超過課税を全ての都道府県でやっておりますので、一応誤解のないようにここで話をさせていただきます。今の白簾委員のお話はちょっと違うのではないかと考えております。

(白簾委員)

はい、分かりました。

(岩崎会長)

それではここで、学識委員の先生方に御意見を伺いたいと思います。

中里先生は神奈川県地方税制等研究会の委員をなさっていて、かながわ水源環境保全税の導入について事情を御承知の事と思いますが、お話できる事と出来ない事があると思いますけど、出来る事だけで結構ですが、ちょっとコメントしていただきたいという事で伺わせていただきます。

神奈川県では県民税の上乗せ方式とそれから水道料金への上乗せ方式の二つの方式が検討された結果、いろいろ種々議論を経て最終的には県民税への上乗せ方式という事になったと新聞報道等でも言われているのですが、この県民税の上乗せ方式というのは森林環境税という観点から考えた時にはこういう考え方がベストだと考えられるのか、それともやはり水道料金というのが理論的にはありうると思われる

かにつきましてコメントいただけましたらありがたいのですが。

(中里委員)

神奈川県については青木先生の方がはるかに詳しいので、私は岡山県でこれを導入した時に何度か岡山の方に参りまして、神野先生と一緒にこのお手伝いを致しました。

高知県が均等割の超過課税という方式でこの森林環境税というニックネームの超過課税を始めて、ところがそれ以前からというか、それと同じ頃、岡山県は水道事業者というのでしょうか、水道関係への課税を考えていた訳です。

高知県はあくまでもこれは均等割の超過課税であって、目的税でも何でもないと、環境税でも何でもないと行ってしまえばあれかもしれませんが、そういうものではなく基金を使ってそちらに流すという方式であるという事で、そうじゃなくてきれいな水の受益を受けている水道の利用者に転嫁等されるような課税をという事で、随分いろんな議論をしたみたいですけども、水道事業者によって水道料金の設定とか、水道料金をただにしている規準とかが違うものですから、結局その上手く機能しないという事が分かってしまいまして、これはもうどうしようもないと。一旦これはストップして、それでじゃどうしようかという事になったのですが、高知県の方式で行くのも一見筋が違うようにもみえながら、皆から少しずつ取るというのは逆に税本来の姿として望ましいのではないかという方針になりまして、岡山県ではこれの方に舵を切り替えて、議会の先生方や県民の方々の説得が上手く行って、それで高知県方式が岡山県でも採用された。

この岡山県が高知県方式をとった事によってあとは全ての県がこちらに雪崩を打ったという、最後まで抵抗していたのが神奈川県1県だった訳ですが、神奈川県もそうなったという事で、およそ流れは岡山が舵きった時に決ったのだというように私は理解しています。

もちろんそれが山梨にどういう影響を及ぼすのかという事は私には分かりませんが、山梨の特性というのはもちろん別途あるのですが、一般的な傾向としてこの岡山が高知に半年ちょっと遅れて導入を決めたという段階で、大まかな流れというのは皆に少しずつ負担していただくという方向に決ったのではないかと思います。

あと個別的な差はもちろんあるのですが、ポイントはそこにあったのではないかと。あと神奈川県での複雑な議論というのが、これがまた大都市部の難しい話があるのでこれは青木先生に伺った方がいいと思います。

(岩崎会長)

それでは、青木先生は神奈川の地方税制等研究会の専門部会副会長としてこの問題に非常に御苦心なされたと思いますし、また第1回のこの検討会におきましては、水道料金の上乗せという方法も理論としては充分妥当性をもっているのではな

いかというふうな趣旨をおっしゃっていましたので、その辺を踏まえてコメントいただければありがたいですが。

(青木委員)

中里先生が言外に今おっしゃらなかったけれども、前提とされているところから少しお話をさせていただきたいのですが。

今、理論というようにおっしゃいましたけれども、現実から言ってやはりここで環境税というようなものを名乗る、特に水についての環境税を名のるのであればやはり環境税としての機能がなければいけないと思います。

そうしますと、やはりその環境意識、沢山使う人が沢山負担すべきですよというのが一つの一番大きな基準になるかと思います。その基準でいきますと、やはりそれを水道料金に上乗せなのか何なのかは別として、使用量に比例した課税というのでなければ、水の環境税とは言えないという事になります。それと比べて他の県のすでにやられているところをあまり批判めいた事を申し上げたくはないのですが、いま中里先生も環境税とは言えないというようにおっしゃっていたとおりですね、ただ単に財源調達だけですので、税の働きというものと使い途というのは明確にこれは切り離されてしまっている訳です。税そのものとしては環境税の働きはないという事です。ですから単なる増税、悪く言ってしまうと増税ですし、広く言ってしまうと皆さんから集めましょうという事になります。

したがって先ほど税の名称の話も出ていましたが、何故水があんまり言えないのかと言いますと、水というからには、水の環境税というからにはやはり私が申し上げた事がおそらく正論だろうと思います。ですからそこまで何て言いますか、おこがましく名乗れないのでやむを得ず森林税ですとか、あるいは緑税という名称を付ける事になるのかなと思います。

神奈川についてなんですが、つまり両者の中間、もちろん水道料金、私は水道料金への課税でなければ委員を辞任するぞと叫んでいたのですが。理論的におかしいので。ただそうは言っても御存じのように、横浜市、川崎市の水道局は非常に強力な反対をした訳ですね。相当な対立、あるいは戦争みたいな事が起きた訳で、それを乗り越える事が出来なかった。では、だからといって水道料金方式が駄目だから雪崩を打って全国的な均等割にしましょうかと言った時に、そこでまだ考える事があるのじゃないのかなと。つまり所得割に乗せる、これはどういう事かと言いますと何もお金持ち云々という話ではなくて、これは神奈川県ホームページに資料が出ていますけれども、やはり所得の高い方ほど水の使用量も正比例ではないですが、完全に全て比例する訳ではありませんけれども、やはり所得の多い方のほうが水の使用量も多いという資料がございまして。じゃあその中間のところがあるじゃないかと、単純な均等割の上乗せでしたらもう本当に水源環境税の意味が無くなってゼロになってしまいますけれども、それを5でも10でも20でも残したいなど。そうしますとやはり所得割に上乗せをしていくという事が使用量に比例をした課税に

一步じゃないですけども半歩くらい近づけるのかなと、そういう判断でこの所得割課税というものを我々としては強く推して、それを中里先生が入ってらっしゃる委員会の方で認めていただいて、県知事に答申をしたというような事であります。

(岩崎会長)

単純に県民税超過課税制度が結論として出てきた訳ではなくて、様々な要素を検討した結果こういう方式に最終的になったと。

(青木委員)

私はやはり税の学者としては、やはり水源環境税というならば使用量に応じた課税をしたい。それ以外は、やっぱり水源とあまり付けていただくのはちょっと県民を騙す事になるのかなという気はいたしております。

(岩崎会長)

小幡先生、今、資料の3にあります、他都道府県の状況を踏まえて専門委員の先生方の御意見を伺っているのですが、確かに他都道府県の状況をみますと県民税の超過課税という形で、形式的には新税を導入するところが圧倒的に多くなってきているのですが、これが本当に環境税としてあるべきものなのかどうかというと、それはそれぞれの状況をみないと判断できないという事から、中里先生と青木先生の御意見を頂いたところです。

小幡先生、第1回の検討会の際に、税金というのは、多少広く万遍なくかけるという方式もあるけれども、税金を取る目的から、特定の納税者に租税負担がいくという事もあり得ない訳ではなくて、それはそれぞれの県の状況に合ったものであって合理性が認められるものであればそれは可能性があるのではないかと、というような事をおっしゃっていたかのように思っております、その観点から山梨県の特性というのを資料4に示していただいたのですが、山梨県という状況を踏まえた時に、仮に水源を保全するという必要があるとした時に考えられる租税制度というのは県民税の超過課税方式が一番いいというようにお考えか、それとも他にもいろんな方法があり得るといえるようにお考えか、御意見を伺わして頂ければと思います。

(小幡委員)

今、中里先生と青木先生のお話がありましたが、おそらく御見解は一致していないところだと思います。前に私が申し上げたのは、他の県とか全国的流れがこうだから山梨県もこうでなければいけない、という話ではないということです。それはそれぞれの県で考えればよい事であって、たまたま全国的にこれが主流だという話は根拠にはならないと思います。さらにもう一つ付け加えますと、この主流だというのも、いま確かに青木先生がおっしゃったように、これでそれぞれの県で県民の方が納得なされたので、そのような形で取れているという事にすぎないのです。例

えば一人年500円と言ってそれをただ上乘せしたというだけの話ですので、確かに環境をどういうふうにしていくというインセンティブ効果はないのですね。

いずれにしてもこのような形の税もありえますから、県民がそれで良いと言ったのであればもちろんこれでも可という話になりますね。

ただ、山梨県が真似しなければいけないという話ではないというのは何度も言うとおりで。それで、山梨県は山梨県なりの特性はおそらくあるのだろうというのが資料4なのだと思いますので、ミネラルウォーター税というのは、私は選択肢の一つであろうと思います。ミネラルウォーターの生産量が全国一というところが二つ目になりますが、そう言ったところから法定外税としてかけるというのも、一つの選択肢としてはあり得ると思います。つまり、それが法律的にみて租税政策としてとり得ないというような話ではないということです。

ただ、それは選択の問題であって、必ず絶対こうでなければいけないという話でもないし、先ほどの様々な他の導入済みの県の話がありましたけれども、必ずそちらでなければいけないという話でもないです。それはそれぞれの県が最終的には県民、県議会で条例によって議決する事でございますので、ですからいずれをとっても法律的な面で、違法になるという話ではないと思います。これは政策的な選択肢として取り得る。

ちょっと見たところ、特性は確かに山梨県の場合はあるかなという感じは致します。最終的にはどの様な形でこの検討会が報告書を出すのか分かりませんが、決定されるのはあくまで県民で、山梨県の方が決めればよろしい事だと思います。

(青木委員)

少し話を混乱させてしまうかもしれないのですけれども、私言い足りなかったというか、あえてちょっと抑えておいたのですけれども、今現状でこのように他の県でやられているものを私、先ほど財源調達の為だけであって税の意義はどうでもいいことになっているという事を申し上げましたが、この場合に、もう一度考えなければならぬのは、何で一人500円だとか均等割の5%、金額で言った方がいいですか、300円、500円、800円程度のものを新たに県が県民から取らなければいけないのかということです。こちらの方式をやる場合にですね。と言いますのは、それぞれの県で私も何県かの方にお会いしていますけれども、このまま放っておくと大変だと、森林が死んでしまって水も悪くなって、空気も悪くなって、大変な事になるというのですが、それが果たして都道府県だけの問題なのか、もちろん市町村の方も一生懸命やっていますが、私はそれ以上に国としての責任はどこへ行っているのかなと。800円、500円、300円程度のものを県民から集めなければいけないほどに、地方のお金はそんなに無いのか、私はあえて県民の方が言うようにまだ県には無駄があるだろうとか、山梨県はあんなものやって他の無駄使いがあるだろうなんて事は言いません。これは全ての人と言う事なので言いませんけれども、それを置いていても、本当に行政の責任、こういう広く薄く集める場合

に都道府県の責任がどこまでであって、国として日本国としてこれを守らなくていいのかと、もちろん現状であっても補助金が付いたり交付税で見えてあるわけなので、そうは言っても各県がこれだけ、いま業界の白旗さんの説明ですと全国でやろうとしている訳ですね、こう言う事になったのに、じゃあ国は知らん振りで、財政赤字だからいいと、そういう事で果たして済むのかなと。都道府県の委員会であれやっぱりこの問題は私としては言っておかなくてはいけないなという気持ちになりました。

(岩崎会長)

確かに青木先生おっしゃるように、県民税超過課税方式という方式は、金額としてはそんなに一人当たりの金額は大きくはないのですが、しかしこれは、所得の多寡に係わらずこの一定の金額がかかるという点でみれば、逆進性というものがある税金なのです。逆進性というと消費税がやり玉にあがるのですが、消費税は品物を買わなければかからない税金だし、高いものを買っていけばそれは高い租税負担になるけれども、本人が安いものを買っていけば消費税の負担というのも安くなるという意味で、納税者の方の判断というのが納税額に反映できるタイプの税金というふうに言う事が出来るのですが、均等割はそういう訳じゃなくて、これはもう確実に取られるという点で非常に負担感のある税金だというふうに言えると思うのです。

その点で、最終的に県民税超過課税というのを導入するかどうかというのは、やはりその県民の合意というのがきちんと取れなければならないという性質を持っていると思うのですが、そこで実際に山梨県にお住まいの方の委員から御意見を伺いたいのですが、以前、山梨県側では新たな税金を導入して森林を整備し、その為の負担をして良いかどうかというアンケートをとったというお話があって、そのアンケート表をお配りいただいた事があるのですが、ただそのアンケートというのは、やっぱりそういう説明会に来た方とか色々な実際にその意欲のある方というのがアンケートを出すという事で、それが全体的な山梨県民の意見かどうかは直には言えないというものもあるかもしれない。

そこで山梨県代表として県の立場をよく御存じの委員として出てこられている委員の方の感触を伺いたいのですけれども、じゃあ早川委員、県民税負担方式についての御意見というのはいかがでございましょうか。

(早川委員)

前は、他の会議が重なって欠席させて頂きました。送っていただいた資料は拝見致しましたし、先ほど会長の方からポイントについてのお話がありましたので、その点よく分かりました。これまでの議論を色々勘案し、また今日の先生方のお話を聞いていますと、益々分からなくなるというのが本音でございまして、細かい租税法とか政治上の問題とかそう言うのを抜きにしまして、今までの議論の中で私と

して確認をしたことは五つくらいあると思います。

まず1点目は、この検討会は法定外目的税の創設を目的としているのではなくて、環境を保全する、山とか森林を保全して永続的に地下水資源を活用できるような状態にしておくという事が目的であるということ。

もう一つは、前回の水文学の話の中で出てきたのですけれども、山梨県はやはり3,000メートル級の山々に囲まれた盆地であり扇状地であります。ですから分水嶺から見ても、地下100メートルとか150メートルであってもその地下水は県内の山に降った水が雨水として浸透して溜まってきていると理解する事が自然であって、現在良質な水が大量に取水できるという事は土壌地質など過去の長い歴史の中でいい環境が作られてきているという事、地下構造も非常に良いという事だろうと理解をしております。

それからもう一つ、法的には地下水は誰の物がよく分からないという事になると思うのですけれども、仮に取水地の周辺で水涸れが出るとか、地盤沈下が起きるとか、何か災害が発生したという事になれば、それを取水している企業に責任の矛先が行く事は当然ありますけれども、県土の保全とか地下水資源の保全という面から、当然県にも責任が及んでくると、求められるという事になると思います。そうしますと地下水資源というのは私的な財産とは言い切れないのではないかと、非常に公的なものではないかと私は理解をしている訳であります。

もう1点、4点目ですけれども、地下水を利用するに当たって地下水のかん養はもとより、山林の公益的機能というものがありますから、そういうものから見て森林を保存するという事を抜きに地下水の利用というのは考えられないということです。

5点目ですけれども、ミネラルウォーターの業界にとって当然の事ですけれども、企業は持続的に発展しないといけない訳ですね、持続的な発展をしていくためには、原料であり、また製品でもある水、地下水資源をかん養し保全をしていく事に応分の負担をする事は当然だろうと思います。

ですから、業界側でも応分の負担はすると言っているわけです。そのように業界でも考えているという事を確認している訳です。

ただ課税の方式が、法定外目的税であるのか、それとも超過課税であるのかという話とか、この会議の中でも移出税という形で取ったらどうかという話が当初出てきたと思いましたが、その他基金とか色々やり方はあると思いますが、とにかくこれから環境を守っていかなければならない事は事実であり、まず地下水を取水して県外に移出しているという事、それによって利益を上げているという事は事実だろうと思いますので、法定外目的税が駄目だというのであれば、名目は何であれ、環境を保全していくための何らかの負担を業界側も考えていただきたいと思っているわけです。特に、地下水を取水してそれを移出するという事ですから、それに関連するような税目にして課税するというのが適当ではないかと思っているわけです。

これに関連しては山砂利採取税とかいうのもあるようですし、そういう移出税と

いう形で取ったらどうかという事がまず1点です。

それからもう一つ、その移出税でどの程度取れるかですが、法定外目的税で算出した2億数千万円くらいでは環境保全と言っても十分出来ないのではないかと思うのです。地域の環境を保全するという事は県民にとってもプラスになる事ですから、広く薄く超過課税という事もやむを得ないかなというようには思いますけども、今の話を聞くと確かに国の責任とかという事まで考えていかなきゃならないと思うのですけども、もし税収が少ないそれでは出来ないという事であれば超過課税も仕方がないと思います。

ただその場合に、前々回も話しましたが、山梨県は下流域の東京、神奈川、静岡の都民県民からどういう負担を仰ごうかという事を併せてやらないと納得しないだろうと思います。もう一つは、去年の9月2日の日経新聞に、横浜市の水道局が道志川から取水をして、それを濾過、加熱してペットボトル「はまっ子どうし」というのを造って売り出したという記事が出ました。これが500ml入りで100円という非常に割安な価格で京急百貨店で売り出された。記事によりますと5ヶ月間で10万本売れていると、この売り上げは確かに道志村に横浜市が所有している水源林の整備に還元するという事のように見えますが、横浜市が取水している水は横浜市の持っている水源林からだけで生まれているわけではないのです。

私もちょっと関わっているのですが、大月市では鳥沢という地区で、開発放棄地を地元のNPOとか地元の人達が一緒になってエコの里として開発をしているんですね。そこに産廃業者が入ってこないように地元が頑張っている。それから都留文科大学の学生と河西さんという方が森林を保全しようという事で、桂川水系の森や水を守る運動をずっとやっている、そういう水が横浜に流れているわけです。それを取水して横浜市の水道局がペットボトルにして売っています。

この事について山梨県も業界も何も言わないというのはおかしいじゃないか、我々がこんな議論をしている間によそではどんどん取水をし、売り出して、これによって価格破壊が起こっているという事だと思うのです。漁夫の利はそっちへ取られて、こっちは守るだけで一生懸命山へいろんな形でつぎ込んでいる。こんな事をやっていてどうしようもないなと思うわけです。

県と業界がこの場で色々言っているのではなくて、是非一緒になって何か環境を保全していくための、森林を保存していくための税を移出税であれ、法定外目的税であれ構わないと思いますけれども創設をして、むしろ国とか下流域の県に対して応分の負担をさせるような運動を起こすべきだと思います。

ここで何回も結論の出ないような事をやってもしょうがない。むしろ問題はそこにあるのではないかと考えております。

(岩崎会長)

今の御意見を税金の事だけに整理してまとめますと、御意見、御趣旨の第一順位は水を販売する事によって利益を得ている事業者が税を負担すべきだと、それで税

収が足りない時には、第二順位として県民が負担するという事も選択肢としてあり得ると、第三順位はただ県民だけが負担するというのではなくて、山梨県の周りの地方公共団体についても環境保全のための負担を求めるべきである、という三段階として理解してよろしいですか。

(早川委員)

はい。

(岩崎会長)

最後の点については、それであったら国税でやった方がいいという事になるかも知れませんが。

(青木委員)

その点ちょっと補足させてください。今のところは確かに重要なところで、三点目ですね。下流域という事、私が住んでいるのは東京都ですし、仕事をしているのは神奈川県ですので、山梨の恩恵で我々生き延びているという事を認めざるを得ないので、神奈川県の方でも、当然この問題は真剣に議論をしていて、他の県の事だから放っておけというような、今の日本人的な考え方はしないで山梨の水源をどうするかという事も検討はしました。

ただ、なかなか難しいのは、他の県にそういう歳出を使っていいのかという点ですね。他の行政というか、自治体の範囲を超えて税金を支出する事に対する法的な問題もあろうかと思えますし、県民に対する説明の方がしやすいとは思いますが、その場合に会長がおっしゃるように、財政学あるいは税の教科書的に言いますと、個々に隣り合っているもの同士の間で、利益が洩れたり、入ったりしている場合はより広いところが調整すべきだというのがセオリーになるので、では国税でという話で一足飛びになってしまうのですが、それを言うと地方自治も何もまるで無くなりますので、私がさっきから申し上げているのは、調整をどうするかは、神奈川県と山梨県とそれぞれ本当に仲良くやって頂かなければなりません、税としてはですね、この均等割をやるにしても、この分の国税よこせという事も当然根拠になり得るわけですね。国がやる、補助金よこせという意味ではなくて、この分の国と地方の税源配分変えろという事だってあり得る訳なので、私は教科書と現実の解決策の間ですけれども、税としてはぜひ地方税、ただ調整自体は非常に重要な事なので、県と市、国が何か助言するくらいはいいですけど、あるいは場所を提供するくらいはいいですけども、また国がしゃしゃり出て来るとろくでもない事になりますので、是非これは良く考えて頂きたいなと思えます。

(岩崎会長)

では、大橋委員どうぞ。

(大橋委員)

二つほど議論というか教えていただきたいなと思います。今の議論と関わるわけですが、山梨県は、東京都や神奈川県、静岡県の上流県であって、そこが水源として非常に山梨県には重要だという事については大方の方が分かっている事だと思います。先ほどありましたように、横浜市の水道局の取水はたぶん道志村の下の方でしたね、何処でしたか。横浜市が直接取水している所は、取水堰のある所は、相当下の方ですよ。先ほど早川委員のおっしゃられたように、横浜市の所有している森林の所から直接取水しているわけではなくて、相当下の民有林の所を含めて取水しているという事は事実だと思います。

山梨県が上流県であるから、なかなか県民のいわゆる支持を得られないという事については良く分かるのですが、今日いただいた資料で、例えば大分県は福岡県の上流県になるし、滋賀県の琵琶湖は大阪府等の上流県になっている訳ですね。そういう県の県民は、どのような議論においてこのような、私自身も勉強しなければいけないのですがしていないものですか、教えて頂ければと思うのですが。どのような議論において、こういう超過課税の条例が可決されたのかという事が1点です。

それから青木委員がおっしゃられた中で、私の経験で言いますと、今から20年位前、昭和50年代に、水源林基金というのが財団法人方式で、例えば愛知県の矢作川というところで出来たのですね、豊川でも出来ています。福岡県なんかでも出来ております。これはそのまま県費とか、市町村のお金なんかが出ていて、矢作川についてはですね、矢作川の上流は長野県まであるのですが、最初は愛知県だけがやっていたのですが、長野県の市町村からも、是非その水源の基金によって間伐等やってほしいという要請がありまして、その時に国が出てきまして、多分あれはダム水源か何かのお金をその財団法人につぎ込んで、県の財団法人から、国の財団法人になった段階で、長野県の市町村の水源林、矢作川の水源地帯についても、一定の補助金が出るというようになったと記憶しています。

したがって、そういう基金を山梨県でも作ろうという事で私が山梨にいた頃にそういう検討をして、私が山梨にいなくなってから山梨県でのいわゆる財団法的な基金が出来ているやに聞いているので。それが今どうなっているかあまり詳しく分かりません。

非常に妥協的な事を私言いますと、例えば、これだけミネラルウォーター業界の皆さんが税に反対して、これが無くなった段階で、止めになった段階で、そういう基金のところに一定の環境を守るための協賛金が出てくるのかなというのが一つの妥協点としてあるのかなって気がしているのですが。これは私の意見なのですが。

むしろ聞きたいのは、上流県で超過課税が出来たところ、可決されたところの意見、県民をどう納得させたのか、あるいは強引にやってしまったという事なのかもしれないんですが、それが分かったら教えていただきたいと思っているんですけど。

(山梨県税務課長)

大分県については調べてありませんけれども、滋賀県の状況について若干調べてありますのでお答えをいたします。琵琶湖は淀川水系の水源という事で、当然大阪府とか兵庫県の水道の水源に滋賀県はなっている訳でして、また京都市も琵琶湖の疎水を通して取水をしているという事でありまして、京都市は滋賀県に対して感謝金という名目で、年間2億2千万円ほどの負担をしているという事でありまして、大阪府とか兵庫県、大阪市、そして神戸市は滋賀県にあります2つの林業公社に出資をしているという話も聞いております。

そういった諸々の負担をすでにしていただいているという事ではないかと思いません。

(岩崎会長)

地方公共団体同士の財源の調整と言う作業のお話が今ありましたけど、その前に、県民の負担が増えるという事になった時に、果たして山梨県の場合、県民の合意が得られるかという点について、もう少しお話を聞きたいと思うのですが。山本委員、今いろいろな方法の提案があったのですが、その一番最初の出発点となった県民税の超過負担という方法で必要な財源を求めるという方法を取ったときに、山梨県民は、果たしてそれに理解を示してくれるだろうかという事について感触を教えてくださいと有難いのですが。

(山本委員)

ちょっと抵抗を感じます。8月の検討会のときに、やはり上流県のお話がありまして、山梨県だけが果たして厳密に言うと上流県と言えるのだろうか、埼玉県は海の無い地域だがやはり下流県でもありというような論議もちょっと興味深かったですね。私は10年前位から、神奈川県の市民の方と山梨県の市民の方とで作っている桂川・相模川流域協議会の前身であります、アジェンダの決定のときから神奈川県の市民と話し合いに何度か出て事業にはなるべく関わってきたり参加してきました。その中では、山梨は上流側、神奈川は下流側という当然当たり前の位置付けの元に、神奈川県民はおいしい水の供給を受ける側としては応分の金銭的負担も山梨県に対して、今まで何らかの形で水源地の市町村には払ってきた事実を知りながらも、一応それを市民サイドとしても自覚するから、また、山梨側の市民はそれを受けて、なるべくきれいな水で神奈川県の人達に水源からの水を供給できるように努力をするという事で、お互いの役割分担というものがありまして、最初の頃はどちらかという対立的な神奈川と山梨の市民の間で交流事業をするという事で、交流しようという事でやってきております。それですので、私としては上流域の人としての義務と自覚、役割の自覚があるのは、山梨県の森をきれいにして、具体的にやってきたのは、山の植林に参加したり、川の水質ウォッチングを企画しては参加したり、家庭排水の汚れを抑制するための運動を起こしたり、県産材をなるべく使お

うよという呼びかけをしたり、それに類するイベントをやってきてそれに対しては交通費も自弁ですし、もちろん手弁当の無報酬でボランティア活動で参加してきております。

そうした役割を果たしているという事があるが故に、下流域の人達と同じ様に今度はお金を払うという事に対しては、えって言う、今までせっかく神奈川県の人達とにじり寄ってやってきた前提が何だという事もあるので、馴染めないという事で戸惑いを覚えます。

(岩崎会長)

そうすると、早川委員と山本委員の地元の方の御意見を伺いましたけれども、水資源保全するために県民の税負担が増えるという事についてはかなり抵抗を感じるような事であろうかというふうに思われます。そうするとあと可能なのは二つ方法があって、水を利用している事業者に負担を求めるといような先ほどの案と、もう一つはその水を巡って関係している地方公共団体間で財源を調整しあう、融通しあうという方法がもう一つの方法だろうという御意見でした。

水に関係する事業者に負担を求めるのは、ミネラルウォーター税というのは山梨県の提案だった訳ですが、別にミネラルウォーター業界だけが水を利用している訳ではないので、他にもジュースを造ったり、お酒を造ったり、あるいはお豆腐を造ったり、いろいろな地下水、質のいい水を使ってその製品を造っているという業界は沢山あるわけですから、こういう人達が広い意味での事業者という事になるかもしれない。事業者に負担を求めるとい事についての御意見を伺いたいと思うのですが、植松委員どう思われますか。

(植松委員)

事業者に負担を求めるとい事ですけど、それはいろいろお膳立てする必要があると思うのですよね、その上で、私はあってもいい事なのじゃないかと思っているのです。

今までの話を伺いまして、資料3ではですね、先ほどの話ですと47都道府県のうち、41の都道府県が実施ないし検討という広範囲になっているという事を伺いますと、今、環境という大体の事は何でも素通りしてしまう世の中ですから、それにしても世の中の体制というのはいかなるものかなという事をしみじみ思います。

私は、県民税の均等割というのはいかなる意味がかなり含まれていて、そういった点から、今、環境保護という事は大事なのだという事についての国民の理解が広がっているからかなり受け入れられているのだと思うのですね。

それにしても目的税ではないという事については、本当に啞然としたのですね。青木先生の増税の手段だという話を伺って、なるほどそうだったのかとそれにしてもちょっと酷いなと思ったのですが。

世の中、今はやはり環境保護の観点から大方の賛同を得られる状態ではないかな

と思うのですね。

ただ、もう一つ、資料4を見ますと、改めて山梨県こそ森林保護について何処の県にも先んじて取り組まなくてはいけないのではないかなと、それはその森林面積が広いとかそういう事ももちろんですけども、先ほどから話が出ております上流県あるいは上流地域としての使命と言いますかね、下流地域と今までと同じようないい関係を今後とも続けていくためにも、森林保護について、あるいは水源かん養についての取り組みをもっともっと強化しなくてはいけないのではないかとこういう事を改めて感じたわけです。

その前提で、県から提案されている事を改めてしみじみ考えてみますと、目的税としてミネラルウォーター税をといるところはかなり無理があるなと思いますね。環境目的で森林保護、水源かん養という事に取り組んでいく事は、いくらやってもやりすぎるという事は無く、大事な事だと思いますけども、そういう場合にはですね、啓蒙という点も考えますと、これから山梨県の特性に鑑みて、県はどのような考え方で森林保護に取り組んでいくのだと、県は何をするのだと、住民に対してはどのような事をやって欲しいのだと、どのような事をやってはいけないのだという事を、大まかな大風呂敷を広げて環境教育みたいな事までした中ですね、環境政策の全般を広く取り組む中でスタートしていく事が大事じゃないかと思います。その中では、目的税として県民に対する均等割課税というのがあっていいだろうし、ただ税金取るだけじゃなくて、そういった条例の中にアクションレベルの事をかなり組み込んで、県民一体となって環境に取り組むという大前提が必要だと思うのですね。それで県民に対しては、均等割課税が取り入れられても、私はこれだけの多くの県が受け入れているので、山梨県の人には自分のところの環境がいいという事について当たり前前の事だと思って、県外の人から見ると無神経すぎるとい声が無いわけではないのですが、均等割について、私は、山梨県は環境のいい所に住んでいるという事はみんな分かっているのですから、受け入れてもらえるのではないかなと思うのですね。

そうした前提の中で、そういう場合にはもちろん、よその県とは違って均等割課税も目的税でなくてはいけないと思います。

そういったものにさらに加えて水道料、水資源に多く依存している方々についてミネラルウォーター業界だけではなくて、ICなんかの関連の洗浄に地下水を使っている企業などにも、目的は違いますけども、税率の差をつける等によりまして、幅広く企業に課税する事も受け入れられるのではないかなと思います。その場合でも、目的税でなければいけないと思います。

それともう一つ申し上げたいのは、森林保護とミネラルウォーターという事が結びついた事を考えて見ますとね、導入についての県民のアンケートで大方の人がミネラルウォーター税に良しとしているようなアンケートが半分くらいありましたけれども、その県民の何ていいですかね、胸の内にはですね、先ほどよりの移出税の話もありますが、全国の需要の40%以上、山梨県が日本全国のミネラルウォ

ーターを40何%も供給しているのだと聞いて驚いたと思っているのですね。

よく考えてみると、それは飛び抜けた一社があって、本社は山梨じゃなくてよその県だと。そうすると良質のミネラルウォーター、水と言うのは天然資源みたいなものだという意味も込めて、私は色々なところの涸れ井戸なんか見てきますと、地下水の流れが変わっているのかもしれませんが、やはり無限に永久に今のような状態で水が湧き出てくるものだとは思えないので、限りある資源だと思っているのですね。そうしますと限りある資源で貴重なよその県には無い資源が、何も県を潤す事もなく、他県に行って山梨県の税収に全く寄与してない、全くと言っても、固定資産税とか労働力とか作用していますけども、よその県を多く潤している割には山梨県には何も残らないという事についての抵抗感と言いますか、これはという感じがあったのだと思うのですね。

逆に申しますと、山梨県の地場産業の多くがこのミネラルウォーターの40何%をほとんどやっているという事であれば、こういう話にはならなかったという側面もあると思うのですね。

そう考えますと、私はこれから地方自治体が地方自治を進めていって、自主財源を確保しなくてはならないという事を考えますと、堂々と山梨県固有のものとして、普通税として考えなければいけないのではないかと。そうしたときに何もミネラルウォーターだけを普通税としてやるのではなくてね、県の大きな財政再建の道筋を示した中で、幅広くいろんな事を見直して、それには財政再建の目途も、もっとはっきりさせなければいけませんけども、そうした中で幅広く考えてその中の一つとしてミネラルウォーターあるいはその地下水という事も入れれば話は通るのではないかと。この場合には目的税でなくても、あくまで普通税だとかこういう考え方でいけるのではないかなと、そのように思っております。

(岩崎会長)

そうしますと、御意見としては、県民の負担増もあり事業者の負担増もあり、両方含めて環境保全のために使っていくべきであるというような御意見でよろしいでしょうか。

(植松委員)

全体像が示されればという事を大前提で、入れられると思います。

(岩崎会長)

はい、分かりました。

水を利用している業界の一つですけれども、ミネラルウォーター業界の方の御意見をお願いします。

(田口委員)

皆様の意見を聞いて、いろいろ考える事があるのですが、まず最初に、私どもはこのミネラルウォーター税が持ち上がった当初より、また、この本検討会を通じまして第2回目の会合におきましてですね、森林保全の必要性だとか、重要性については充分理解をしておりますが、そのために、県に新たな事業が本当に必要なのか、また仮に、県に新たな事業が必要であるとすると、新たな財源がまた必要なのかどうか、具体的な事業をあげて精査してほしいというように私どもは質問をしております。

仮にまた新たな財源が必要だとしても、既存の事業の見直しだとか、無駄な歳出を削減する中での財源捻出というものが第一義ではないだろうかというように思っております。

また、色々当初からありますように、始めからこの新税の導入ありきを前提とした議論で進む事ではなくて、税以外の方法についても真摯に検討してほしいというように主張して参りました。

また先般の第3回目の先生の御講義にもありましたように、森林の持つ多面的な機能というのは、先ほど岩崎先生から冒頭にお話があったまとめのとおりでございます、その受益者はやはり多岐に渡っておりますので、私どもとしては主張しております様に、広く薄く負担するという事が望ましいという事で主張して参りました。

今回他県の県民税均等割超過課税方式について検討して参りましたけれども、多くの都道府県がすでに実施されているこの県民税均等割超過課税方式でございますが、先ほど申し上げましたように、そもそも新税を導入してよいかの議論がクリアされるのであれば、やはり広く薄く負担するという私どもの主張と合致致しますので、この県民税均等割超過課税方式について検討を行うというのは、私どもとしては異議はございません。

(白旗委員)

ちょっと補足させていただきたいと思います。先ず各委員の先生方から色々なポイントをお話いただきましたので、その事について我々が思っている事をちょっと申し上げたいと思います。

まず、上、下流の問題という事で意見が多く出されましたが、確かにその問題はあるかと思いますが、私が調べた範囲で言いますと、例えばその上、下流というのは同じ県内の中で幅広く行われているケースは沢山ありますが、他県との関係という事では、例えばこれは前にも申し上げましたけれども、神奈川県と横浜市で道志村の水源基金、基金とは15億円位の基金がありますけれども、それをやっているだとか、東京都と小菅村だとか丹波山村だとかこういう所についても、ごく金額は少ないですけれども補助金的なやり取りがあったわけでございます。

それから山梨以外の他県の例ですけれども、さっき大橋先生からもお話がありま

したが、豊川の水源基金、これは長野県と愛知県の間にあります。矢作川、これは長野、岐阜、愛知が関係している矢作川の水源基金、それから木曾三川の公益森林管理基金というのがこれも岐阜県、愛知県、三重県が関連しています。

それから、木曾川水源の森・森林整備協定というのがございまして、これは長野県と愛知県、それから琵琶湖分収林事業というのがございまして、これは滋賀県、大阪府、兵庫県おおよそ20億円の予算規模で動いているようでございしますが、もう一つ筑後川も考えておりますけれども、福岡市水道かん養事業基金、これは熊本県、大分県、福岡市と、このようにですね、まだあるかも分かりませんが、上下流で基金等を設立して負担をシェア、あるいは下流の負担をするという例は全国において多々でございます。

それからこういうふうな金額的なものが動いているかどうかは分かりませんが、他県と上、下流の交流というところでは、利根川これは群馬県、東京都ですね、木曾川これは長野県と愛知県、沼田川これは広島県と愛媛県、愛媛県の瀬戸内海にある島があります。そんな事があります。先ほど委員の先生がおっしゃいましたけれど、桂川、相模川ですね。それから木津川これは三重県、奈良県、京都府なんか関係しています。吉野川これは高知県、香川県、徳島県、というふうに、上、下流というのは見ればまだまだたくさんあると思うのです。こういう上、下流の交流というのは当然行政が援助していると思いますが、盛んに行われているという状況をまず御指摘申し上げておきます。

それから、森林環境税との問題ですけれども、例えば奈良県なんか決定をみているんですが、当然奈良県民からも県に対して、上、下流の問題に対して疑問を投げかけられている、やり取りを県としております。奈良県の回答は、「そういう問題はあるけれども、われわれ奈良県民の受けているメリットの方が下流の県民よりはるかに大きいと思われるので、こういうものを導入する」というような事で、説明をして納得をしてくれています。

それと他の県のホームページで色々見たのですが、例えば内陸県で岐阜県ですとかね、滋賀県ですとかね、色々なところで見ただけですが、上、下流の問題については問題としては取り上げられていますが、下流県との交流をもっと盛んにして、そういう中で解決をしていく、どのように具体的に解決していくか分かりませんが、解決をしていこうという事が、広く話し合われているというように思っておりますので、先ほど山梨県でもそう言う気運がございます。

確か富士川についても、上、下流の連携的な動きが出ているやに聞いておりますが、こういうものをさらに発展させていけば、単純に山梨県だけが金額負担して云々というような感情論的、感情論という大変失礼ですけれども、そういうものが薄まっていくのではないかと。こういうところが行政としてのリーダーシップの発揮のし甲斐のところではないかというように思います。

それからちょっと長くなりますけれども、移出税的なものという観点がありましたが、水を使った生産物というのはたくさんございまして、水そのものではありません。

せんけれども、前から問題になっています半導体なんかも水を大量に使いますし、例えばですね、生産金額で非常に全国的に大きなシェアを占めているという意味では、山梨県の果物等も大量に水を使うわけですね、桃とか、ぶどうとか色々ありますけれども、これも県外に流れているところがございます。農作物というのは大量に水を使うものでございます。

世界水フォーラム、これは2004年でしたかね、バーチャルウォーターという概念が喧伝されて、先生方御存知だと思いますけれども、農作物、畜産物等々が莫大な水を使って生産されている。それが県外に出るという事があれば、それは水を県外に出すのと ではないかというように我々は思っていますので、単純に水、H₂Oそのものを出している点について移出税という考え方には、にわかには賛成仕難いという事でございます。

それからバラバラになりますけれども、山梨県の特長という事で、山梨県らしいものがあるといいのであって、他の県に倣う必要は無いと、これは全くおっしゃるとおりでございます。ただこれも合理性があればという話も承っております。

そういう合理性という事で言えば、何故私がこういう事を言うかという、我々は当初からですね、広く薄く負担というのが望ましいと思っている。当然この行政費用の削減だとか、そういう事がクリアになったという事が前提でありますけれども、それを置きましてですね、広く薄くが望ましいと。けれども、県民への負担の税と我々が声高に言うのもおこがましいので、せめて百歩譲って地下水を取水している全産業に負担するのが望ましいというように申し上げております。この考え方は未だに変わっておりません。

じゃあ、我々が反対しているのは山梨の森林のお陰をこうむっている、森林というか地下水に言い換えてもいいかと思えます、ミネラルウォーター業界は地下水のお陰をこうむっている、だからという事ですね、我々はミネラルウォーター業界だけに課税をするというから反対をしているという事を改めて申し上げたいというように思っています。山梨県の特長という事で資料4が出されましたが、ここで県有林の比率ですとか、保安林の比率等々、色々出ていますけれども、山梨県は先ほど税務課長さんもおっしゃいましたけれども、森林保全事業は水源かん養を主な目的とせずと営々と森林保全事業をやってきたというようにおっしゃっています。前回太田先生のお話にありましたが、基本的に天然林についてはノーケア、ノーケアと言っただけは言い過ぎか分かりませんが、あまり金を基本的にはかけない。そうすると、県が営々と森林整備事業をやってきたというのは人工林だというふうにおおまかに言っただけだと思います。そういう意味で言うならば、山梨県の森林78%ですけども、県有林の比率が46%、それから水源かん養林の比率が47%、これをパーセンテージで全部かけていきますと、人工の水源かん養林、ここから我々一番恩恵を受けているという事だろうと思えますけれども、これの比率はですね、山梨県の全森林のですね、わずか8.5%という事になります。この数字はちょっと前後すると思えますけれども、大まかに言っただけこういう数字だという事をざっくりと御

理解いただければと思います。ですからミネラルウォーター業界だけというのはこの数字からしても、少しおかしいのではないかというように思っております。

それから重複するかもしれませんが、水を使う者、これは、山梨県の特性にも生活用水の約7割は地下水に純粹に依存しているというふうに県では認めておられます。受益者という事では、先ほど冒頭で青木先生もおっしゃっていたかと思えますけれども、使用量に応じているというのが税理論的には一番正しいのだという事でいえばですね、こういうところを考慮すべきではなからうかと思えます。

最後になりますけれども、各県で導入をされている森林環境税、あるいはそれと類似した名称の税ですけれども、これはですね確かに財源をとという事で考えていらっしゃるのでしょうかけれども、各県とも県民の環境意識の向上という事も大きな要素に掲げていらっしゃると思います。これが確かに大事な要素だろうというふうに私は思います。ですから森林環境保全の費用負担はどうするかという事もさる事ながら、県民全体が森林環境保全に関心を持つ意識が向上される、県民全体がそのためにはどんな具体的な活動が出来るのかということについても、仕組みをどう作り上げていく事がもう一方で大事な事だと私は思います。そういう意味ではですね、他県が森林環境保全費用の財源として県民税の均等割超過課税方式を提案した際に、何十回とか県民集会やシンポジウム等を開催して説明をしているのですね。そんな中で県民の理解を得られるように努力をしているのですね。それが結果的にではありませんけれども、県民の森林環境保全への意識向上に大きく役立ったという事は言えるのだと思います。神奈川県なんかは出前懇談会なんかを入れますとなんと150回くらいもやっています。静岡県は60回くらいもやっています。ただそんな例がございます。

一方でアンケートの話も先ほど出ましたけれども、平成16年の12月に山梨県がミネラルウォーター税に関するアンケート調査を行ったのですが、その際に42%の人が森林環境保全の重要性を認識して、自分の懐が痛んでも、県民税に上乗せという事ですけども、自分の懐が痛んでも費用負担するという意思表示をしているのですね。他県のように何十回という県民への説明会などしていない状況にも関わらず、こういうパーセンテージが出てきている。この事はですね、すでにその森林環境保全を自分たちの問題として捉えている素地が山梨県ではもう十分出来上がっているのではないかというふうに私は思っています。あとは行政が如何にこのリーダーシップを発揮して行けるのかという事に掛かっていくのではないだろうかというふうに思っています。

最後ですけども、今年の1月4日に、山本知事が県職員に年頭の挨拶をされています。その中でこの山梨は森の国、水の国である。その山梨を作っていくために多面的な機能を有する森林の整備事業に注力して、山梨の美力、美しい力です、美力アップを図っていく。こうして得られる清らかな水と環境があるからこそ先端産業が立地されていく。先端産業というのはたぶんIT産業などを指しているのだと思いますけれども。ですから、知事は、この清らかな水と環境の受益者は、ミネラルウ

ウォーター産業だけではなく、IT産業なども含めた全産業、全県民に及ぶのだという考えを改めて明かにされたのだというように我々は理解をしています。

以上申し述べてきた理由に加えてですね、第1回会合で県総務部長さんもおっしゃっていましたが、県側の報告書以外の手法・手段についても提言いただきたいとおっしゃっています。その事を踏まえると、より効果的な森林保全事業とその費用負担のあり方についてという事ですが、先ほども田口が申し上げたように、事業の必要性及び新たな費用負担の必要性等の問題が検討されて、それがクリアされる事がまず必要ですけれども、その点がクリアされた場合にはですね、森林の多面的な機能というところに注視し鑑み、広く薄い負担をという事をにらみながら今後幅広く検討をされていくのがよろしいのじゃないかというように我々としては考えております。

(山梨県税務課長)

数字の件ですが、白簾委員さんがおっしゃった事で県有林面積の約4割が人工林という事ですけれども、天然林においても森林整備は必要ですし、先ほど数字で、人工林の比率が8%とかおっしゃったと思うのですけれども、県有林の面積の約4割が人工林で、森林面積に対する水源かん養保安林の比率が大体50%という事なのですけれども、それには当然、人工林の部分もあるし天然林の部分もあるわけですから、8%にはならないと思いますので、数字を訂正させていただきたい。

あと、最初に総務部長が挨拶した時は、他の森林環境保全のための他の費用負担等の御意見があれば伺いたいと言ったという事ですので、訂正させていただきたいと思います。

(岩崎会長)

予定していた時間がそろそろ経過して終わりそうなので、取りまとめに入らせていただきたいと思います。

本当は、専門委員の先生方に今日の議論を踏まえてミネラルウォーター税についてどのようなお考えかとか、あるいは他の費用負担の方法について、どのようなアイデアが有り得るかというのを伺おうと思っていたんですが、残念ながら今日は時間切れとなってしまいました。

今の点につきましては、私の方から、専門委員の先生方に個別に御意見を伺わせていただきたいと思います。

それで、次回の検討会なのですが、その時まで専門委員の先生方の御意見を私の方で取りまとめて、それをお示しして、今日の検討会の続きになりますけれども、それを踏まえてどういう費用負担のあり方が有り得るのかというのを次回もう一度検討させていただければというように思っております。

さて、もうあと10分しかありませんので、以上でまとめとさせていただきます。その他に入りたいと思いますが、長田委員、今日は御意見を伺う事が出来なか

ったので、最後に全体を聞いて御意見をいただければと思います。

(長田委員)

私がお話しをしようかなと思った事は殆ど早川委員さんに話していただきました。全くその通りだと思ってうなずきながら聞いていたのですけども、実は私も以前20年も前だったのですけれども、海拔1,100m位の山の下に私の山が20ha位あります。そこからきれいな水が流れ出しているものですから、それを森林組合で700m位引けば車のところまで来るというわけで、その水を実は東京、といっても八王子とか相模原は私のところに近いものですから、その料理屋さんを相手に水を売って商売をやるかという話を、森林組合の理事会へかけるという事で私も話して歩いた事があります。そうしたら、一度に組合長のところまでいかないうちに潰されました。要は、そこから取って引いてきた水を他へ持ち出すというのはこれは何処へ行っても筋の通らない話だから、それは長田君止めた方がいい。そんな事をしたら森林組合が袋叩きになるよと、こういう事で断念した事がございました。

そんな事で私も以前から思っていたのですけれど、水そのものを持ち出して、持ち出すというのは他県にという事で解釈していただきたいと思うのですが、そういう形で商売をするという事については早いところ規制をすべきだ、私はこれ20年位そんな事を考えておりました。実は今、山の、特に手入れの行き届かない人工林の中がひどい形になっております。その中を私が間伐して、雑木が出て下草の出るような形にすれば、安心して水が永久に飲めるだろう。特に山梨はそういう条件が揃っているという事で、何とか森林整備に御理解いただいて、御支援いただく、そういう業界さんであってほしいなど、ずっと思っておりまして、この事は一つにはまた県民の人にも理解いただけるし、それから下流域の東京都、神奈川に対しても私等の方から大きな声で御支援を頂く事のお話ができるのではないかなと、考えております。

(岩崎会長)

時間がそろそろ最後になりまして、次回の予定の事に話を進めさせていただきたいのですが、大変心苦しいのでありますが、大学関係者は2月、3月が一番忙しい時期でありまして、これから入試と学年末試験と様々な会議が重なるものですから、なかなか3月の年度内にもう一回というのは難しいのではないかと考えております。

そこで、先ほど申し上げましたように、ミネラルウォーター税について専門委員の方がどのようにお考えになるかという事や、他の費用負担の方法をどのようなものが望ましい方法としてあり得るかという事につきまして、私のほうで専門委員の方に御意見を頂戴して取りまとめさせて頂くという事にさせていただいて、4月過ぎくらいにはおそらくそのとりまとめが出来ると思いますから、その後また検討会を開催させていただいて、今日のお話で特に問題になりました環境保全のためにど

のような費用負担があり得るかという事をさらに検討を深めていただきたいと思っております。

それでは議事を終わりにさせていただきたいと思います。

以 上